

## 学校経営のポイント

### “安全管理・安全指導”の再点検を

若井 彌一

どこの学校でも、校長・教頭はもちろんのこと、教職員も、それぞれの職務に関して児童・生徒の安全を確保することに相当の注意を払っていることと思われる。それでも「学校の管理下における児童生徒等の災害」(独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条第1項第6号)は発生する。

スポーツ振興センターが行っている災害共済給付の件数は、年間200万件余にも達している。

#### 「児童が天窓から転落死」事故報告書

事故が発生すると、「ああ、こんな事故も発生するんだな」と思わせられるようなことがある。ほどほどに安全確保に注意を払っているつもりでも、その「注意の網」をスルリと抜けて、事故が発生したりする。

今年6月、東京の区立小学校で、6年生の児童(男・12歳)が屋上の天窓から転落して死亡するという事故が発生した。この事故に関して、区教育委員会では調査委員会を設け、報告書をまとめたことが報道された(9月10日、時事ドットコム「屋上危険性に乏しい認識＝安全管理が不十分 小6天窓転落死で報告書・東京」)。

報道によれば、調査委員会は、「屋上にある危険性への認識が学校に乏しく、安全管理が不十分だった」との報告書をまとめたという。1986(昭和61)年改築当時には、「校長ら管理職に『屋上には児童を立ち入らせない』という認識があったが、文書化されなかったため、引き継がれず、授業で使用されるようになったと指摘」しているとのことであるが、おそらく約22年間、少なくとも大きな事故は発生していないということであろう。

それでは、今回なぜ、転落死するような事故が發

生したのか。「事故時の引率の女性教諭(50歳)も生徒に注意などをしていなかった」との指摘がされているが、そのような注意は必要ないものと教諭は思っていたかもしれない。

#### 「不意をつく」事故の発生に備える

この事故に関連して、10月4日の報道によれば、「校長、引率教諭を書類送検へ＝業務上過失致死容疑 小6天窓転落死で警視庁」という見出しで、警視庁捜査一課と杉並署は、業務上過失致死容疑で、校長と引率教諭を書類送検する方針を固めたという(10月4日、時事通信・Yahoo! ニュースによる)。

書類送検されても、罪に問われることが確定したわけではないが、他の一件も合わせ考えると、学校保健法の改正(平成20年6月18日公布、法律第73号)が、まだ、未施行であるのだが(施行は、平成21年4月1日)、その改正の趣旨が背景にあるようにも思われる。

他の一件とは、高知県下の県立高校で、今年3月、校舎4階の窓ガラスの拭き掃除をした際、1年生の男子生徒が転落死した事故に関して、事故当時の担任教諭ら2人が書類送検されたことである(9月12日報道「時事ドットコム」による)。

学校保健法の改正では、その名称が「学校保健安全法」と改められたことからわかるように、学校安全の徹底の観点から関連規定が整備されている。

このような動向を他人事と思わずに、自校の安全管理・安全指導が「不意をつく」レベルにも適度な目配りのきいたものであるかどうか、再点検するように努めていただきたい。

(わかい・やいち＝上越教育大学大学院教授・附属図書館長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●好評発売中！ 9月26日発売 高階玲治【編】 定価2,520円 教育開発研究所

## 『小学校・中学校移行措置への対応ポイント』

■好評発売中！ 4月から実施の「指導改善研修」、免許更新制導入等へ万全の対応を！

『教員の養成・免許・採用・研修』若井彌一編著 A5判 370頁 定価3570円